

可搬型マルチペイメント端末導入業務委託仕様書

この仕様書は可搬型マルチペイメント端末導入業務委託にかかるプロポーザルにおいて、業務内容案を示す仕様である。この仕様書に定めがない事項については、茨木市（以下「本市」という。）と受託者が協議の上で決定する。

1 業務名称

可搬型マルチペイメント端末導入業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 導入予定時期

令和5年7月下旬（仮）

4 調達品目及び導入場所

可搬型マルチペイメント端末 3台

(1) 環境事業課（環境衛生センター） : 2台

(2) 子育て支援課（子育て支援総合センター） : 1台

5 業務の目的

SIMによる通信機能、レシートプリント機能などを搭載し、QRコード、クレジットカードなどのキャッシュレス決済を可能とする可搬型のマルチペイメント端末を導入することで、接触機会の減少、手数料等の支払方法の選択肢増加による市民の利便性向上を目的とする。

6 委託する業務の内容

本業務の受託者は、次の業務を行う。

(1) マルチペイメント端末の導入

ア 環境事業課（環境衛生センター）及び子育て支援課（子育て支援総合センター）で行われる手数料の決済について、SIMによる通信機能、レシートプリント機能などを搭載し、QRコード、クレジットカードなどのキャッシュレス決済を可能とするマルチペイメント端末を導入すること

イ 利用可能な決済サービス・ブランド

クレジットカード : 3社以上

QRコード : Paypayを含む3種類以上

その他の決済サービス及びブランドは、受託者の提案によるものとする。

(2) マルチペイメント端末の機能等

ア iOS又はAndroid OSを搭載していること。

イ Wi-Fi通信及びSIMカードによる4G通信が可能であること。

ウ タッチ決済が可能であること。

エ バーコードの読み取りによるバーコード決済に対応していること。

オ レシートプリント機能を有すること。

カ 決済データを Web 上で確認できること。

(3) マルチペイメント端末導入時のサポート

マルチペイメント端末の初期セットアップを行うこと。また、端末を使用する職員に対し、マルチペイメント端末の使用方法等についての研修を行うこと。

(4) マルチペイメント端末の保守

保守期間：契約締結後～令和 6 年 3 月 31 日

(5) 歳入の処理

ア クレジットカード等により決済した収入は、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、本市が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。ただし、当該納付方法について他に提案がある場合は、この限りではない。

イ 上記で納付されたクレジットカード等の決済額に決済手数料率を乗じた額（税込）及び月額使用料については、納付確認後、指定納付受託者が発行する請求書により支払うものとし、1 円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。ただし、当該支払方法について他に提案がある場合は、この限りではない（収入と相殺することは不可）。

ウ 売上金を振り込む際の振込手数料は、受注者又は指定納付受託者が負担すること。

7 その他

(1) 調達する物品は新品であること。

(2) 導入時の各種設定内容、設置については、担当者と調整のうえ決定すること。

(3) 調査票等の個人から取得した情報は、業務終了後にすべて市へ提出すること。また、業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。

(4) 受託者は、予期せず事態が生じたときは、速やかに市へ報告し、指示を仰ぐこと。

(5) 業務の履行にあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費については、受託者が負担すること。

(6) この業務に関する契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合は、市は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(7) 受託者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、市と受託者双方協議の上決定する。